

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会  
「中間取りまとめ(案)」への意見

2024年1月18日  
一般社団法人新経済連盟

[意見]

・該当箇所

P3

「こうした中、インターネットモール等で販売された、主に海外から輸入された製品において、法令に違反した方式で販売されたり、重大製品事故が生じたりしている」

・意見内容

「法令に違反した方式で販売」とは、「販売方法」が違法であると読めるが、具体的にどのような状態、現状を指しているのか、明らかにしていただきたい。

・理由

制度改正の前提としての現状の認識に関する記述として、明確にすべきであるため。

[意見]

・該当箇所

P12 (2)制度的措置と取組の方向性

①海外から直接販売される製品の安全確保のための措置

(ア)海外から直接販売をする事業者の位置付け

・意見内容

インターネットモールを利用せずに自ら日本の消費者向けに広告をし、直接海外から消費者による個人輸入の形態で販売する場合も、当該措置の対象となることを明確に記載すべき。

・理由

「インターネットモール等を通じ」といった記載や、図9ではインターネットモールを通じて販売することが示されているなど、本項目記載の措置は、インターネットモールを通じて販売する場合のみを想定しているとも読める記載になっている。

問題となる製品は、インターネットモールを通じて販売する場合以外の方法でも販売される場合があるところ、これらも規制対象となることを明確にすることは重要であると考えため。

[意見]

・該当箇所

P13 1行目～

「これらの事業者について、現行の製造・輸入事業者と同様に、規制対象となることを明確化する」

「具体的には、

- ・事前規制に係る措置として、PS マーク対象製品を海外から直接販売する際には、(現行の製造・輸入事業者と同様に)当該 海外 事業者において、届出を可能とするとともに、技術基準への適合を求め、技術基準への適合を確認した場合には PS マークを付することができることとし、PS マークのあるものでなければ販売できないこと
- ・事後規制に係る措置として、重大製品事故の国への報告等を求めることとする」

・意見内容

海外から直接販売する事業者について、「規制対象となることを明確化する」とは、どのような意味か。

PS マークや事故報告の義務について、当該事業者は現在は規制の対象外となっているのであれば、「明確化する」との表現はやや曖昧で、新たに規制対象とする旨を明確に記載すべき。

現在でも規制の対象になっているということであれば、「具体的には」との記載以降の「…販売できないこと」及び「…を求めること」「とする」との記載は、新たに規制の対象とするかのような記載であって適切でなく、「(…の義務があること)を明確化する」などとすべき。

・理由

現行法の解釈は、制度改正に関する重要な前提であり、明確にする必要があるため。

[意見]

・該当箇所

P13 (イ)国内において必要な措置をとる者

「国内管理人に求める条件や責務についても併せて検討を行うことも必要」

・意見内容

国内管理人に関する具体的な条件や責務の検討に当たっては、単に政省令等をパブコメにかけられるのみではなく、関係事業者からのヒアリングや協議を行うなどして、実態を把握した上で丁寧な検討を行うとともに、日本国内に自社の拠点を有していない場合であっても、健全な事業者が適切な手続を経て海外から販売ができること自体が不当に妨げられないよう留意いただきたい。

・理由

国内管理人の設置義務自体に異論があるものではないが、その条件や責務の内容

は、規制の実効性や実現可能性に関して極めて重要であるところ、関係事業者からのヒアリング等により実態を適切に把握した上で検討すべきものである。

また、これらを通じて、健全な海外事業者が適切に販売すること自体が妨げられたり、販売のハードルが不当に上がることのないよう配慮することも重要な観点である。

[意見]

・該当箇所

P14 ②インターネットモール等を通じて販売される製品の安全確保のための措置  
「インターネットモール事業者に対し、当該製造・輸入事業者等による当該消費生活用製品の販売に係る当該インターネットモールの利用の停止等を要請できるようにすることなどが考えられ、製造・輸入事業者等に対する措置を補完させることが必要」

・意見内容

インターネットモール運営事業者が契約関係にあるのは販売事業者であって製造・輸入事業者ではない(仮に製造・輸入事業者自らが販売している場合であっても、モール運営事業者との契約は販売事業者の立場で行っている。)ことから、インターネットモール運営事業者に関する制度設計に当たっては、販売事業者との関わりを中心に置いた上で、条文等の立案も行うべきである。

・理由

インターネットモールに出店する事業者とインターネットモール事業者との関係を的確に踏まえた上で、具体的な制度設計に反映いただく必要があるため。

[意見]

・該当箇所

P14 ③届出情報の公表に関する措置

・意見内容

届出情報の公表に当たっては、検索容易性などを考慮した上で、利用しやすい方法で公表する必要がある。

・理由

届出情報が具体的にどのような形で公表されるのかは今後検討されると認識しているが、届出に関する情報量は、事業者の数なども含め非常に多くなることも想定され、UI/UX を十分考慮して公表されることが、当該措置の趣旨に照らしても重要である。

[意見]

・該当箇所

P19 ①子ども用製品による事故を未然防止するための措置

「対象製品の製造・輸入事業者を把握する観点から届出を求める」

「当該事業者には安全の観点からの規格・基準(技術基準)への適合を求め」

「玩具については・・・低年齢層が対象の玩具をまずは対象にする」

・意見内容

当該届出に関する情報は公表されるのか。P14 以降の「届出情報の公表に関する措置」の対象となると考えているが、対象にならない場合はその理由を明らかにしていただきたい。

「技術基準への適合」は、どのように担保されるのか。製造・輸入事業者自らによる適合の確認で足りるのか、第三者認証まで求めるのか。

規制対象となる「玩具」とは何か。また、「低年齢層」とは、何歳から何歳を指すのか。さらに、「低年齢層が対象の玩具」であるか否かをどのように判断するのか。

定義や判断基準が明確でなければ、規制が及ぶのか否かの判断は困難となるため、明確にしていきたい。

・理由

現時点で想定される事前規制の内容や方向性を明らかにする必要があるため。

[意見]

・該当箇所

P19 ②こども用の製品の特徴を踏まえた必要な措置

「技術基準への適合を確認する義務の履行を求め、その履行を示す旨のマークを付すこと」

「対象年齢とそれに応じて定まる警告表示を表示する義務の履行を求め、その履行を示す旨のマークを付すこと」

・意見内容

マークの表示場所の条件や、広告への表示義務の有無などによって、事業者への影響が大きく異なるため、具体的な規制内容の検討に当たっては、関係事業者からのヒアリングや協議を行うなどして、丁寧な検討を行うとともに、合理的かつ効果的な規制となるよう配慮いただきたい。

・理由

マークの表示義務自体には賛同するところ、その具体的な内容が事業者の対応や規制の効果に大きな影響を及ぼすため。

[意見]

・該当箇所

P20

「明らかに「こども向け」の製品であるにもかかわらず、偽った対象年齢を設定して

販売するといったことが起きないように、製品の実態を踏まえた制度運用が必要」

・意見内容

玩具や子ども向け製品に関する判断は必ずしも容易でなく、判断基準が明確化されることが重要であるところ、「製品の実態を踏まえた制度運用」とは、具体的にどのようなことを想定しているか。

・理由

「玩具」であるかどうか、「こども向け」であるかどうかなどの判断は必ずしも容易でなく、規制対象であるか否かの判断が困難である場合も想定されること、判断基準が可能な限り明確化されることで、実効的な規制となると考えられる。

[意見]

・該当箇所

P21

「その性質上、製品本体にマークを付すことが困難なものもあることが想定」

「こうした製品は、製品本体ではなく容器包装にマークを付すことが想定され」

・意見内容

製品本体にマークを付すことが原則であって、それが困難な場合に容器包装にマークが付されることがあるかのような記載にも読めるところ、製品本体だけでなく容器包装にマークが付されることは、特に新品の流通において、販売事業者にとっても、消費者にとっても、インターネットモール運営事業者にとっても、適法性の確認のために重要である。

したがって、製品本体だけでなく、容器包装へのマーク表示が積極的に行われる制度であることが望ましい。

・理由

マークの表示が本体・包装の両方にあることで、適法性の確認が行いやすくなると考えられる。

[意見]

・該当箇所

P21

「マークを確認することができず、技術基準への適合や警告表示が確認されていない中古品についても、こどもの安全に資することを前提とした上で、販売できるような措置を講ずることが必要」

「販売に際しては安全確保のための体制がとられていること、などを求める」

・意見内容

「中古品」とは、何を指すのか、定義を明確にしていきたい。例えば、2次流通の

いわゆる新古品や、ハンドメイドの商品などはどのような取扱いになるのか。

また、「こどもの安全に資することを前提」とした「販売できるような措置」とは、具体的にどのような措置を想定しているのか。

さらに、「安全確保のための体制」とは、具体的に何を、誰に対して求めることを想定しているのか。BtoC の場合や、CtoC の場合双方を想定した上で、それぞれ明確にしていきたい。

・理由

規制における中古品の取扱いに関して、明確にする必要があるため。